

令和 4 年 12 月 26 日

第 12 回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年12月26日(月) 午後2時
3. 出席委員 (農業委員7名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
中村委員 鍋島委員 古谷委員
堅田委員 谷脇(裕)委員
- (推進委員6名) 宮田委員 坂本委員 谷本委員
高橋委員 三本委員 谷脇(督)委員
4. 欠席委員 (農業委員1名) 山口委員
(推進委員2名) 森田委員 森光委員
5. 出席職員 (事務局4名) 濱口局長 坂本次長
濱崎補佐 森本会計年度任用職員
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農用地利用集積計画について(諮問)

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和4年第12回須崎市農業委員会総会を開催いたします。本年最後の総会となりますが、ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>濱口局長</p> <p>本日は、8番山口委員、9番森田委員、14番森光委員が欠席となっております。本日も新型コロナウイルス感染対策のため、議案の説明は、可能な範囲で簡略して説明させていただき、開催時間の短縮に努めさせていただきますのでご理解の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は2番 宮田委員、13番 谷脇委員、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>関係委員のご意見を申し上げます。</p>
意 見	<p>15番 谷岡委員</p> <p>森光委員と現地確認した時点では、申請の通り家がありました。しかし、後日事務局が現地確認に行った時には、家がなくなっていました。家がなくなっていると許可ができないので、申請人にも説明はしましたが、この場で皆さんの意見を聞きたいと思います。</p>

	<p>13番 谷脇(督)委員</p> <p>本人から始末書を出してもらい、来月改めて審議した方が良いのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>皆さんから他にご意見、ご質問がありましたら、お願いします。</p>
審議	<p>中西会長</p> <p>何かご意見はありませんか。ご意見がないようでしたら、始末書を出していただき、再度審議する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採決	<p>農業委員(異議なし)多数。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、始末書提出後再審議することに決定します。</p>
議長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号3まで議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>坂本次長</p> <p>それでは補足説明をします。</p> <p>番号1について、同一世帯の祖父から孫への贈与で、現在も孫が耕作していて、譲渡人は時々手伝う程度とのことです。譲受人は、ミョウガ、シントウを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間240日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続きミョウガとシントウを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号2について、叔父から甥への贈与です。譲受人は、ミョウガ、水稲、露地野菜、柑橘類等を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でも</p>

	<p>ありません。農作業については、譲受人と妻、長男、長男の妻、二男、二男の妻が年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>番号3について、譲受人は、文旦を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間150日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は文旦を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>議 長 中西会長 関係委員のご意見をお願いします。</p> <p>意 見 4番 鍋島委員 番号1について、すでに譲受人が耕作しており、問題はないと思います。</p> <p>13番 谷脇(督)委員 番号2について面積も大きくなく、今まで通り使用するとの事であり、問題ないと思います。</p> <p>坂本次長 番号3については、本日欠席の山口委員から連絡があり、問題はないとの事です。</p> <p>議 長 中西会長 皆さんからご意見ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>審 議 中西会長 何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p> <p>採 決 農業委員(異議なし)多数。</p>
--	--

議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号3については、許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） の審議を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>濱口局長</p> <p>【議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>森本会計年度任用職員</p> <p>【整理番号R4-21からR4-24について別冊をもとに朗読】</p> <p>整理番号R4-21は、所有権の移転になります。所有権移転をする者は市外の法人で、土地の地目が登記は田、現況は田で、面積は2,045㎡です。所有権登記の有無が「所」で、引き渡しの時期は所有権移転登記完了時、関係は売買です。対価は、土地代が〇〇円、手数料が〇〇円、合計〇〇円となっています。支払い方法は、譲渡人の指定する口座に一括振り込みとなっています。</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号R4-22について、借受人の主たる耕作物はミョウガで、構成員は4人で内2人が農業専従者となっています。整理番号R4-23及び整理番号R4-24について、借受人は同一人物であり、主たる耕作物はししとうで、構成員は2人、内2人が農業専従者となっています。農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件について、今回の申請は法人でないため、対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。以上で、今回の申請2件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>

議 長	中西会長 この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。
意 見	6番 宮田委員 整理番号R 4-23及び整理番号R 4-24は、借受人の住所が市外になっていますが、引っ越しされるのでしょうか。 森本会計年度任用職員 市外から通われるようで、引っ越し等の予定はないそうです。 6番 宮田委員 市外から通って作物を育てるのは、大変だと思いますが。 森本会計年度任用職員 利用権設定の更新であり、今までも問題なく耕作されていたので問題ないと思われます。 6番 宮田委員 今までも問題なく耕作されていたのであれば、問題ないかと思います。
審 議	中西会長 他に何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 ご異議ないようですので、議案第3号 農用地利用集積計画について（諮問）を承認することに決定し、答申することとします。
議 長	中西会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	濱口局長 令和5年度総会の日程予定について 農地法の見直しについて

閉会宣言	<p>坂本次長 令和4年度農業委員会全員研修会について 活動記録簿について</p> <p>中西会長 他に何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第12回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 2時45分</p> <p style="text-align: center;">その真正なることを証して署名する。</p> <p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">2 番</p> <p style="text-align: center;">13 番</p>
------	--